

(参考資料)

中華人民共和国における、動物伝染病モニタリング・疫学調査計画（2013年）

中華人民共和国における、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、ブルセラ病、馬伝染性貧血、鼻疽、アフリカ豚コレラ、BSE等のサーベイランス（モニタリング）計画に関する行政通知の仮訳を参考情報として作成しました。

出典：中国農業省

URL：http://www.moa.gov.cn/govpublic/SYJ/201302/t20130228_3235251.htm

訳注

- (1) 項目番号がずれていると考えられる部分があります（原文ママとした）。
- (2) 本仮訳は、我が国近隣諸国の家畜伝染病対策に関する調査の一環として作成したものです。正確な内容については、中国語の原本を確認してください。
- (3) 中国における動物感染症のモニタリング結果の一部については、中国農業部が公表している「兽医公报」に掲載されています（下記URLを参照）。

URL：<http://www.moa.gov.cn/zwillm/tzgg/gb/sygb/>

(仮訳)

農業部文書

農医発[2013]9号

農業部『2013年国家動物伝染病モニタリング・疫学調査計画』配布に関する通知

各省、自治区、直轄市及び計画的独立財政市の畜牧獣医（農牧、農業）庁（局、弁公室）、新疆生産建設兵団畜牧獣医局、部所管関係事業機関、各関係機関 御中

『中華人民共和国動物防疫法』等の法律法規の要求に基づき、『国家中長期動物伝染病防治規劃（2012-2020年）』を真摯に徹底的に実行し、動物伝染病のワクチン接種状況、流行法則及び発生状況の変動を適時に把握し、伝染病発生リスク及び流行動向を科学的に分析し、予警報を実施し、応急処置をとる能力を絶えず強化し、動物伝染病の制御及び撲滅を促すため、当部は『2013年国家動物伝染病モニタリング・疫学調査計画』（後付）を制定した。ここに各位に配布するので、これに従い実施すること。

農業部

2013年2月25日

2013年国家動物伝染病モニタリング・疫学調査計画

『中華人民共和国動物防疫法』の関連規定に基づき、『国家中長期動物伝染病防治規劃(2012-2020年)』(以下『規劃(訳注:キカク)』)と言うを真摯に徹底的に実行し、動物伝染病のモニタリング及び疫学調査を科学的に展開するため、本計画を制定する。

一、全体要求

『規劃』と口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、ブルセラ病等の優先的に予防・処置を行う病種の単独予防・処置計画を結び付け、国は、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、ブルセラ病、馬伝染性貧血、鼻疽のモニタリング及び疫学調査並びにアフリカ豚コレラ、BSE等の重点的に防止する外来動物伝染病のモニタリング及びパトロールを重点的に実施する。本計画に関係するその他の動物伝染病種について、各地は国の動物伝染病予防・処置の指導意見に従い、その実施に責任を負うこと。

動物伝染病のモニタリング及び疫学調査を真摯に実施し、規範通りに展開し、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、ブルセラ病等の優先的に予防・処置を行う動物伝染病の病原体の分布及び流行動向を全面的に把握し、ワクチン接種効果を科学的に評価し、重点外来病及び新疾病を効果的に防ぎ、予防制御策に科学的根拠を与える。動物伝染病発生状況を定期的に分析し、予防制御状況を科学的に検討評価する。主要動物の伝染病の一掃モデルを積極的に探求し、無伝染病区、生物安全隔離区(企業)の建設を推進し、モニタリング及び疫学調査を規範化し、動物伝染病の区域化管理を大きく推進する。

二、基本原則

(一) 国家計画と地方計画を相互に結び付ける。各省(自治区、直轄市)獣医主管部門は、『国家動物伝染病モニタリング・疫学調査計画』に基づき、現地の実情に合わせて、その管轄地区のモニタリング・疫学調査計画を立てる。

(二) 定点配置と全面推進を結び付ける。各省(自治区、直轄市)はその管轄地区の動物伝染病の流行の特徴、予防制御の現状及び牧畜優勢産業地帯により、モニタリング及び疫学調査を全面的に実施すること。同時に重点地区にそれぞれ固定のモニタリング点と疫学調査点を設置し、モニタリング及び疫学調査を継続的に展開する。

(三) 能動的モニタリングと受動的モニタリングを組み合わせる。国及び各地の動物伝染病予防制御機関は、能動的モニタリング及び受動的モニタリングを適宜実施し、データの分析報告を強化する。病因学的モニタリングは、原則として病死及び原因不明死した動物サンプルを対象に検査測定を実施し、モニタリング報告ネットワークシステムのカバー範囲を拡大し、動物診療機関による伝染病診断及び報告管理モデルを探求し、伝染病報告の科学性、正確さ及び時効性を向上させる。

(四) 病原体モニタリングと抗体モニタリングを組み合わせる。国家計画における要求に基づき、中央及び省級のモニタリングは病因学的モニタリングを主とし、地方の市及び県級のモニタリングは血清学的モニタリングを主とする。各地は口蹄疫(A型、アジア1型、O型)、高病原性鳥インフルエンザの病因学的モニタリング及びブルセラ病の血清学的モニタリングを重点的に実施し、条件の整った省級行政区画ではブルセラ病の病因学的モニタリングを継続的に実施することを推奨し、病原体の分布状況を適時に把握し、伝染病の流行動向を分析する。同時に、その管轄地区のモニタ

リング実施案を定め、その管轄地区のワクチン接種効果のモニタリング及び評価を実施する。

(五) 特定疫学調査と緊急疫学調査を相互に結び付ける。各地は国家計画における要求に基づき、動物の飼育、ワクチン接種、検疫、流通、と畜及び加工段階におけるリスク要因の変化を継続的に監視し、基本的な疫学情報を適時に把握し、特定疫学調査を実施し、動物伝染病の発生及び流行のリスクを定期的に分析する。同時に高病原性鳥インフルエンザ等の重大な動物伝染病、アフリカ豚コレラ等の外来動物伝染病、牛肺疫等の既に撲滅された伝染病若しくは新疾病が発生若しくは発生が疑われた場合、豚コレラ等の主な動物伝染病の流行の特徴に明らかな変化が現れた場合又は1つの地区若しくは一定の規模を有する飼育場（区）において、比較的短期間に比較的大量の動物が発症若しくは死亡し、且つ急速に伝染病がまん延した場合にあっては、直ちに緊急モニタリング及び疫学調査を実施し、感染源遡り調査及び追跡調査を迅速に実施し、リスク要因及び拡散形勢、予防制御効果を評価し、早期予警報及び応急処置の科学性を向上させる。

三、職責・任務

(一) 農業部獣医局は全国の動物伝染病モニタリング・疫学調査を主管し、国の動物伝染病モニタリング・疫学調査計画の制定（改訂）及び実施に責任を負い、動物伝染病モニタリング・疫学調査の結果を適時に公表し、動物伝染病の検査測定診断製品の標準化及び品質管理を実施する。

(二) 中国動物伝染病予防制御センター、中国獣医薬品監察所、中国動物衛生・流行病学センター、国家獣医参考実験室及び専門実験室は、職責により作業を分担し、密接に協力することにより共同で本計画を実施すること。

中国動物伝染病予防制御センターは、各省級動物伝染病予防制御機関、国家参考実験室及び関連専門実験室を組織して、全国動物伝染病モニタリングを実施する。中国獣医薬品監察所は、重大動物伝染病のワクチン及び診断製品の品質管理並びにワクチン接種効果の評価を実施する。中国動物衛生・流行病学センターは、各サブセンター、関連獣医実験室と協調して、動物伝染病の疫学調査及び外来動物伝染病モニタリングを実施する。

国家獣医参考実験室又は専門実験室は、農業部の統一的要求に従い、関連動物伝染病検査測定診断技術の研究開発及び研修、伝染病の確定診断並びに病原体の変異の追跡等に責任を負う。職責により作業を分担し、各省が実施する国家動物伝染病モニタリング・疫学調査に協力する。

外来動物伝染病に関わる国家獣医参考実験室及び関連専門実験室は、主に伝染病診断技術の研究開発及び蓄積、検査測定診断並びに技術研修を担当する。

(三) 各省（自治区、直轄市）獣医主管部門は『国家動物伝染病モニタリング・疫学調査計画』に基づき、現地の実情に合わせて、その行政区域の動物伝染病モニタリング・疫学調査計画を定め、省級動物伝染病予防制御機関がその実施に責任を負い、且つその管轄地区の国家動物伝染病発生予測報告ステーション及び辺境動物伝染病発生モニタリングステーション（以下、「2ステーション」と言う）を指導して、動物伝染病モニタリング・疫学調査を実施する。

四、主な作業の割り振り

(一) 中国動物伝染病予防制御センターは、国家計画の要求に従い、具体的な実施案を定め、各省級動物伝染病予防制御機関、国家参考実験室及び専門実験室をとりまとめて動物伝染病モニタリ

ング情報の分析評価、伝染病の形勢に関する協議及び伝染病発生の予警告を定期的を実施し、また突発的な動物伝染病の発生に合わせて、適時に緊急モニタリングを実施する。重要ポイント及び全国の種畜禽の飼育場におけるモニタリング及び全国モニタリング技術研修並びに考査・評価活動を実施する。

(二) 中国獣医薬品監察所は国家計画の要求に従い、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、ブルセラ病等の優先的に防止する必要のある伝染病ワクチンの品質管理及びワクチン接種効果の評価活動を実施し、且つ関連診断製品の標準化及び品質管理を実施する。

(三) 中国動物衛生・流行病学センターは、国家計画の要求に従い、疫学調査実施案を定め、各関連機関と協力して、特定調査及び緊急調査を秩序立てて実施する。疫学データバンクの設立及び分析評価活動を強化し、各サブセンターとの調整作業を適宜に実施する。全国動物防疫専門家委員会流行病学分委員会と協調し、関連活動を実施する。

(四) 国家鳥インフルエンザ参考実験室は、鳥インフルエンザの病因学的モニタリング及び分子疫学による比較分析を強化し、ウイルスの変異状態を追跡し、特に家きん飼育密集地区、流通量の多い生鳥取引市場、と畜場、河川網密集地区、渡り鳥密集活動地区、重点辺境地区の家きん及び養豚重点省級行政区画の飼育場及びと畜場に対してモニタリングを実施する。

国家口蹄疫参考実験室は、口蹄疫の病因学的モニタリング及び分子疫学による比較分析を強化し、ウイルスの変異状態を追跡し、家畜飼育密集地区、重点辺境地区の生畜取引市場、飼育場及びと畜場に対してモニタリングを実施する。

鳥インフルエンザ、ニューカッスル病実験室は、重点地区の重点段階に対してモニタリング、疫学調査及び技術研修を実施し、ウイルスの流行及び変異状態を適時に把握する。ブルセラ病、結核実験室は、死亡した動物の検体検査及び病原体の分離鑑定を重点的に実施し、種雄牛ステーションに対するモニタリングを実施し、家畜の感染状況及びリスク要因並びにブルセラ病及び結核の感染関連指標の変化を調査し、把握する。

(五) 各省（自治区、直轄市）牧畜獣医主管部門は、国家計画に基づき、その省の動物飼育状況、流通モデル、動物伝染病の流行の特徴及び地理環境等の要因を考え合わせ、省級モニタリング・疫学調査実施案を制定し、3つの優先防止病種及びその他流行している伝染病のモニタリング・疫学調査を重点的に実施し、管轄地区内の伝染病発生动向を適時に分析し、伝染病に対する予警報及び応急処置に技術サポートを与える。

(六) 「無規定動物伝染病区」の所在地の県級以上の獣医主管部門は、国家計画の要求に従い「無規定動物伝染病区」のモニタリング・疫学調査を適宜実施すること。「ワクチン接種無規定伝染病区」又は「ワクチン非接種無規定伝染病区」の所在地のモニタリング・疫学調査は、本計画を参照して実施すること。農業部は種畜禽飼育場の伝染病浄化活動に対する指導意見をまとめ、関連規範及び標準を定める。各関連機関は、遺伝資源の浄化を積極的に推進し、企業をサポートして伝染病浄化活動を実施させる。

(七) 各省（自治区、直轄市）動物伝染病予防制御機関は、国家参考実験室又は専門実験室と協力を密にし、重大動物伝染病の病原体モニタリングと疫学調査分析を積極的に実施し、陽性サンプルを発見した場合は直ちに国家参考実験室又は専門実験室に送付し病原体の分離鑑定を実施し、直ちに病原体の変異状態を把握する。

モニタリングのためのサンプリングに関する各管理制度を確立し、獣医技術担当者はサンプリング時に規範どおりにサンプリング記録シートを記入し、記録の真実性、正確さ、トレーサビリティを確保する。市・県級動物伝染病予防制御機関は、省級動物伝染病予防制御機関への検査サンプル送付時に、同時にサンプリング記録シートを提出しなければならない。省級動物伝染病予防制御機関は、検査サンプル受領時に、サンプリング記録シートを真摯に確認し、且つ規定通りに保管しなければならない。検査サンプルの送付、受領は、級を追って登録、審査、署名、捺印を行う制度を履行すること。

五、モニタリング結果報告

(一) 国内伝染病モニタリング・疫学調査結果の報告

1.各級動物伝染病予防制御機関は「全国動物伝染病モニタリング・伝染病発生情報システム」を通じて、要求どおりにモニタリング結果及び伝染病発生情報を中国動物伝染病予防制御センターに報告する。各省級動物伝染病予防制御機関は、半年に一度、その管轄地区のモニタリング分析報告を中国動物伝染病予防制御センターに報告し、半年に一度、その管轄地区の疫学調査報告を中国動物衛生・流行病学センターに送付すること。「2ステーション」は、国家計画及び『国家動物伝染病発生観測報告ステーション及び辺境動物伝染病発生モニタリングステーション管理規範』に従い、伝染病のモニタリング・疫学調査、及び伝染病発生情報の直接報告を実施する。

2.国家参考実験室又は専門実験室は、毎月5日までに前月のモニタリング・疫学調査結果を農業部獣医局に送付するとともに、中国動物伝染病予防制御センター及び中国動物衛生・流行病学センター、及びサンプルの出所である省級行政区画の省級動物伝染病予防制御機関へ写しを送付する。

3.中国動物伝染病予防制御センターは、毎月20日までに前月の全国動物伝染病モニタリング分析報告を農業部獣医局へ報告し、上半期（訳注：1月～6月）、下半期（訳注：7月～12月）にそれぞれ全国動物伝染病モニタリング半期分析及び年度（訳注：1月～12月）分析報告を送付するとともに、中国動物衛生・流行病学センターへ写しを送付する。

中国動物衛生・流行病学センターは、上半期及び下半期にそれぞれ半期及び年度の全国主要動物伝染病疫学調査進展報告及び特定疫学調査報告を農業部獣医局へ送付するとともに、中国動物伝染病予防制御センターへ写しを送付する。

4.口蹄疫、鳥インフルエンザ等の重大な動物伝染病が発生した場合、省級動物伝染病予防制御機関は、直ちに緊急モニタリング・疫学調査を実施し、且つ封鎖解除後、疫学調査表、現地調査評価報告及び省級の専門家グループによる審査意見を農業部獣医局に報告し、且つ中国動物衛生・流行病学センターへ写しを送付する。

(二) 外来伝染病モニタリング・疫学調査結果の送付

1.各関係機関及び関係専門実験室は、毎月15日までに前月のモニタリング・疫学調査結果を国家外来動物伝染病研究センター（中国動物衛生・流行病学センター）及び関係省級動物伝染病予防制御機関へ送付し、四半期に一度、活動総括を報告する。

2.「2ステーション」は、7月15日まで及び翌年1月15日までに、それぞれ上半期及び通年のモニ

タリング・疫学調査結果及び活動総括を国家外来動物伝染病研究センター及びその省の省級動物伝染病予防制御機関に報告する。

3.国家外来動物伝染病研究センターは、毎月20日までに前月の全国外来動物伝染病モニタリング・疫学調査結果の総合分析を農業部獣医局に報告するとともに、中国動物伝染病予防制御センターへ写しを送付する。

(三) 病因学的モニタリング陽性結果の報告及び処置

各地は病因学的モニタリング陽性結果に科学的に対応し、モニタリング中に高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫の病因学的陽性が発見された場合は、中国動物伝染病予防制御センターへ速報の形で報告すると同時に、「全国動物伝染病モニタリング・伝染病発生情報システム」のフォームに記入して報告し、陽性サンプルを国家参考実験室に送付又は参考実験室がサンプルを回収のため人を派遣し、確定診断及び分析を実施し、陽性であると確定診断された畜禽並びに同一群体の畜禽を関連規定に従い処理する。

その他病種に対しては、農業部関連規定及び関連動物伝染病防止技術規範等による要求に従い、直ちに規定通りに上層部へ報告し、検体の送付と処置を実施すること。

六、保障措置

各省（自治区、直轄市）獣医主管部門は、実情に合わせて指導を強化し、責任を明確化し、適時にその行政区域に対するモニタリング・疫学調査計画を定めて実施し、監督検査を強化し、各活動の任務を高い品質で完遂する。

農業部獣医局は各地及び各機関の実施状況並びにモニタリング情報の時効性及び質等に基づき、関係機関を組織して考査を実施し、徐々にモニタリング考査体制及び「2ステーション」による動的管理体制を構築し、評価を実施することで向上を促す。各省の病因学的モニタリング実施状況、特に陽性結果の報告及び陽性サンプルの検査送付状況を基に、「重大な動物伝染病の予防制御」をそれに結び付けて実施し、成果の管理を拡大し、モニタリング・疫学調査経費を統一的に割り振る。

国家計画に必要な経費を中央財政予算に組み込む。各省（自治区、直轄市）の計画に必要な経費は、地方財政予算に組み込まなければならない。各級獣医主管部門は経費を予め計算し、財政部門に相応の経費を適時に申請し、経費投入を積極的に増やし、関連プロジェクトの実施を後押しすること。

付録：1.動物伝染病モニタリング案

2.動物伝染病疫学調査案

付録1

動物伝染病モニタリング案

国内動物伝染病モニタリング案

高病原性鳥インフルエンザモニタリング案

一、モニタリングの目的

家きんの免疫抗体水準を評価し、群体のワクチン接種状況を把握する。高病原性鳥インフルエンザの流行状況及び高リスク区域の発症状況を把握し、高病原性ウイルスの変異動向を追跡する。

二、モニタリング対象

鶏、あひる、がちょう及びその他家きん並びに野生の禽鳥、テン及びムジナ等の経済動物、虎等の人工的に飼育している野生動物並びに高リスク区域内の豚。

三、モニタリング範囲

鳥類：種禽場、商業的養禽場、放し飼い農家、生禽類の取引市場及びと畜場並びに渡り鳥の主な生息地及び重点辺境地区。

哺乳動物類：経済動物飼育場、動物園、高リスク区域内の養豚場（農家）及びと畜場。

四、モニタリング時期

免疫抗体モニタリング：半年に一度集中モニタリングを実施し、定点モニタリングは各省が実情に基づき割り振る。

病原体モニタリング：半年に一度集中モニタリングを実施し、定点モニタリングは各省が実情に基づき割り振る。国家参考実験室及び専門実験室は半年に一度サンプリング試験を実施する。

五、モニタリング数

（一）免疫抗体モニタリング

各省主導によるモニタリングでは『飼育場・群体内の個体に対する抗体モニタリングのためのサンプリング数量表』（付表1を参照）を参考に、モニタリング数を決定すること。

（二）病原体モニタリング

1.国がモニタリングの実施を下達する。モニタリング実施時に、各省（自治区、直轄市）動物伝染病予防制御機関は、各回120か所以上の飼育場・群体（コロニー）をランダムに選択し、各飼育場・群体（コロニー）の検査数は30羽以上とする。

2.各省の能動的モニタリングでは、『飼育場・群体内の病因学的モニタリングのためのサンプリング数量表』（付表2を参照）を参考に、モニタリング数を決定すること。

3.各省の受動的モニタリング。病死又は原因不明で死亡した家きん及び野鳥に対してモニタリングを実施する。

六、検査方法

（一）血清学的検査法

赤血球凝集抑制試験（HI試験法）、『高病原性鳥インフルエンザ診断技術』（GB/T18936-2003）。

（二）病因学的検査法

RT-PCR又は蛍光RT-PCR測定法、『H5亜型鳥インフルエンザウイルス蛍光RT-PCR測定法』（GB/T 19438.2-2004）。

七、判定基準

1.免疫合格個体：『高病原性鳥インフルエンザ診断技術』国家標準規格(GB/T18936-2003)に従い、赤血球凝集抑制試験（HI試験法）により検査する。不活化ワクチンを接種した家きんは、接種21日後のHI抗体価 ≥ 24 で免疫合格とする。

2.免疫合格群体：弱毒ワクチンを接種したコマーシャル世代の肉用ひなは、二度目接種14日後の免疫抗体陽転が50%以上、免疫合格個体数が群体総数の70%以上で合格とする。

3.モニタリング陽性個体：国が推奨するRT-PCR又は蛍光RT-PCR測定法を採用し、結果が陽性であるもの。

4.確定診断陽性個体：モニタリング陽性個体に対して国家参考実験室が確定診断を実施し、結果が陽性であるもの。

5.陽性群体：群体内に最低1羽の確定診断陽性個体が検出されたもの。

6.臨床症例：『高病原性鳥インフルエンザ防止技術規範』に基づき確定する。

口蹄疫モニタリング案

家畜の免疫抗体水準を評価し、群体のワクチン接種状況を把握する。口蹄疫の病原体の分布状況及び高リスク区域の発症状況を把握し、口蹄疫ウイルスの変異動向を追跡する。

豚、牛、羊等の偶蹄目動物。

三、モニタリング範囲

各級動物伝染病予防制御機関は、豚、牛、羊等の偶蹄目動物の種畜場、一定の規模を有する飼育場、と畜場、取引市場に対してモニタリングを実施する。国家参考実験室は、伝染病が発生したことのある地区、辺境地区等の高リスク区域の家畜に対して重点的にモニタリングを実施する。

病原体モニタリング：半年に一度集中モニタリングを実施し、定点モニタリングは各省が実情に基づき割り振り、国家参考実験室は半年に一度サンプリング検査を実施する。

五、モニタリング数

1.国がモニタリングの実施を下達する。モニタリング実施時に、各省（自治区、直轄市）の動物伝染病予防制御機関が、毎回ランダムサンプリングする飼育場・群体（コロニー）の最低数は、豚50か所、牛・羊各70か所とし、各飼育場・群体（コロニー）の豚、牛及び羊のサンプリング数はそれぞれ20頭以上とする。

3.各省の受動的モニタリング。病死又は原因不明で死亡した家畜及び野生動物に対してモニタリングを実施する。

六、モニタリング内容

豚は口蹄疫O型抗体及び口蹄疫病原体を検査する。

牛は口蹄疫O型、アジア1型、A型抗体及び口蹄疫病原体を検査する。

羊は口蹄疫O型、アジア1型抗体及び口蹄疫病原体を検査する。

七、検査方法

豚は接種28日後、その他家畜は接種21日後にワクチン接種効果のモニタリングを実施する。

O型口蹄疫：受身間接赤血球凝集試験、液相ブロッキングエライザ（省級はこの方法を使用すること）、合成ペプチドワクチンはVP1構造タンパク質エライザを採用して検査を実施する。

アジア1型及びA型口蹄疫：液相ブロッキングエライザ。

食道・咽喉分泌物（OP液）及び顎下リンパ節はRT-PCR測定法で検査する。

牛、羊、豚の口蹄疫感染状況には非構造たん白質抗体エライザ測定法を採用して検査し、検査結果が陽性の場合、牛、羊からOP液を採取しRT-PCR法で検査する。検査結果が陰性の場合、15日間隔で再度サンプリング検査を実施し、RT-PCR測定法で陽性判定の場合陽性畜とする。豚はリンパ節RT-PCR測定法で陽性判定の場合陽性豚とする。

八、判定基準

（一）免疫合格個体

正方向間接赤血球凝集試験：抗体価 ≥ 25

液相ブロッキングエライザ：抗体価 ≥ 26

VP1構造タンパク質エライザ：抗体価 ≥ 25

(二) 免疫合格群体：免疫合格個体数が群体総数の70%以上であるもの。

(三) モニタリング陽性個体：牛、羊は食道-咽喉分泌物（OP液）を採取し、豚は顎下リンパ節を採取し、RT-PCR測定法で検査し、結果が陽性であるもの。

(四) 確定診断陽性個体：モニタリング陽性個体で、国家参考実験室の確定診断を経て、結果が陽性であるもの。

(五) 陽性群体：群体内に最低1頭の確定診断陽性個体が検出されたもの。

(六) 臨床症例：『口蹄疫防止技術規範』に基づき決定する。

ブルセラ病モニタリング案

牛、羊等易感染動物のブルセラ病の流行状況を把握し、ブルセラ病病原菌の異なる種類、型の分布状況及び高リスク区域における流行状況を把握する。

二、地域区分

ブルセラ病の予防制御には区域化管理を実施し、畜間の伝染病発生を制御していない県（羊陽性率 $\geq 0.5\%$ 、牛陽性率 $\geq 1\%$ 又は豚陽性率 $\geq 2\%$ ）が占める比率を基に、人での症例の発生状況を考え合わせて、全国を一類地区、二類地区、浄化地区の3地区に区分する。

(一) 一類地区

畜間の伝染病発生を制御していない県の数が総県数の30%以上を占める区域。北京、天津、河北、内蒙古、山西、黒竜江、吉林、遼寧、山東、河南、陝西、新疆、寧夏、青海、甘肅等15の省級行政区画及び新疆兵団。

(二) 二類地区

畜間の伝染病発生を制御していない県の数が総県数の30%以下の区域。江蘇、上海、浙江、江西、福建、安徽、湖南、湖北、広東、広西、四川、重慶、貴州、雲南、チベット等15の省級行政区画。

(三) 浄化地区

伝染病の発生がない省級行政区画。海南省。

三、モニタリング対象

牛、羊等のブルセラ病に罹患し易い動物。

四、モニタリング範囲

各級動物伝染病予防制御機関は、管轄地区の牛、羊等の家畜飼育場（農家）に対してモニタリングを実施し、ブルセラ病実験室（中国獣医薬品監察所、中国動物衛生・流行病学センター）は、重点地区の家畜に対してサンプリング検査を実施する。

五、モニタリング時期

血清学的モニタリングを半年に一度実施する。

六、国がモニタリング数を下達する

調査した流行率に基づきサンプリングを実施する。

県級モニタリング：牛、羊それぞれ40か所以上の飼育場・群体（コロニー）を選択し、飼育場・群体（コロニー）ごとのサンプリング数は30頭（匹）以上とする。

省級モニタリング：牛、羊それぞれ70か所以上の飼育場・群体（コロニー）を選択し、飼育場・群体（コロニー）ごとのサンプリング数は20頭（匹）以上とする。

（二）二類地区及び浄化地区

発見された症例に基づきサンプリングを実施する。

省級モニタリング：牛、羊それぞれ60か所以上の飼育場・群体（コロニー）を選択し、飼育場・群体（コロニー）ごとのサンプリング数は30頭（匹）以上とする。

七、モニタリング方法

（一）選別試験

血清学的モニタリング方法には、ローズベンガル板テストを採用するか又はOIEが推奨する間接酵素結合免疫吸着法（間接エライザ）若しくは蛍光偏光免疫測定法を採用してもよい。

（二）確定診断試験

選別試験陽性サンプルは、試験管凝集反応法若しくは補体結合試験により確定診断を実施するか又はOIEが推奨する競合型酵素結合免疫吸着法（Cエライザ）を採用し、確定診断を実施する。

（三）その他試験

病原体等その他特定のモニタリングには国家標準規格又はOIEが推奨する検査方法を採用する。

（一）疑陽性個体：ワクチン未接種の動物及び接種6か月以上の動物に対して、ローズベンガル板テスト、間接エライザ又は蛍光偏光免疫測定法により検査を実施し、結果が陽性であるもの。

（二）確定診断陽性個体：モニタリング陽性個体に対して試験管凝集反応法、補体結合試験又はCエライザにより試験を実施し、結果が陽性であるもの。

(三) 陽性群体：群体内に、最低1頭の確定診断陽性個体が検出されたもの。

(四) 臨床症例：『ブルセラ病防止技術規範』に基づき確定する。

高病原性豚繁殖器・呼吸器症候群モニタリング案

一、モニタリングの範囲

豚。種豚場、中小規模の飼育場、取引市場、と畜場及び伝染病が発生したことがある地区の豚に対して重点的にモニタリングを実施する。

二、モニタリング時期

各地が実情に合わせて設定する。半年に一度免疫抗体モニタリングを実施する。疑わしい症例が発見された場合、随時サンプリングを行い、直ちに検査を実施する。

三、モニタリング数

(一) 免疫抗体モニタリング

『飼育場・群体内の個体に対する抗体モニタリングのためのサンプリング数量表』（付表1を参照）を参考に、モニタリング数を決定すること。

(二) 病原体モニタリング

『飼育場・群体内の個体に対する病因学的モニタリングのためのサンプリング数量表』（付表2を参照）を参考に、モニタリング数を決定すること。高病原性豚繁殖器・呼吸器症候群のモニタリングは、豚の口蹄疫又は豚コレラのモニタリングのためのサンプリングと組み合わせて実施すること。と畜場は、豚の扁桃又は肺のサンプルに対して病原体検査を実施すること。

四、検査方法

(一) 血清学的検査法：エライザ

(二) 病因学的検査法：RT-PCR測定法又は蛍光RT-PCR測定法。

五、判定基準

(一) 免疫合格個体：生ワクチン接種28日後に、高病原性豚繁殖器・呼吸器症候群エライザ抗体検査において陽性判定の場合合格とする。

(三) 確定診断陽性個体：RT-PCR測定法で検査を実施し、結果が陽性であるもの。

(四) 陽性群体：群体内に最低1頭の確定診断陽性個体が検出されたもの。

(五) 臨床症例：『高病原性豚繁殖器・呼吸器症候群防止技術規範』に基づき確定する。

豚コレラモニタリング案

豚。種豚場、中小規模の飼育場、取引市場、と畜場及び伝染病が発生したことがある地区の豚に対して重点的にモニタリングを実施する。

『飼育場・群体内の個体に対する病因学的モニタリングのためのサンプリング数量表』（付表2を参照）を参考に、モニタリング数を決定すること。豚コレラのモニタリングは、豚口蹄疫、高病原性豚繁殖器・呼吸器症候群のモニタリングのためのサンプリングと組み合わせて実施すること。

(一) 血清学的検査法

抗体ブロッキングエライザ、抗体間接エライザ又は抗体正方向間接赤血球凝集試験。

(二) 病因学的検査法

豚コレラウイルスRT-nested PCR法、豚コレラウイルス蛍光RT-PCR法又は豚コレラ蛍光抗体法を採用する。

(一) 免疫合格個体：ワクチン接種21日後に、抗体ブロッキングエライザ及び抗体間接エライザで検査を実施し、抗体陽性で合格と判定する。

抗体正方向間接赤血球凝集試験において、抗体価 ≥ 25 で合格判定とする。

(五) 臨床症例：『豚コレラ防止技術規範』に従い確定する。

ニューカッスル病モニタリング案

鶏、あひる、がちょう、七面鳥、鳩、うずら等。種禽場、商業的養禽場、生きた禽類の取引市場の家さんに対して重点的にモニタリングを実施する。

各地が実情に基づき設定する。春と秋にそれぞれ一度免疫抗体モニタリングを集中的に実施し、それぞれ6月末及び12月末までに完了させる。疑わしい症例を発見した場合は、随時サンプリングし、直ちに検査を実施する。

各地は『飼育場・群体内の個体に対する病因学的モニタリングのためのサンプリング数量表』（付表2を参照）を参考に、モニタリング数を決定する。ニューカッスル病のサンプリングは、高病原性鳥インフルエンザのモニタリングのためのサンプリングと組み合わせて実施すること。

(一) 血清学的検査法：赤血球凝集抑制試験。

(二) 病因学的検査法：RT-PCR 測定法又は蛍光 RT-PCR 測定法。

- (一) 免疫合格個体：接種 21 日後における抗体価 ≥ 25 で合格判定とする。
- (三) 確定診断陽性個体：RT-PCR 測定法で検査を実施し、結果が陽性のもの。
- (五) 臨床症例：『鶏ニューカッスル病防止技術規範』に従い確定する。

牛結核モニタリング案

一、検査範囲

全ての乳牛（乳用水牛を含む）及び種牛。

二、検査時期及び数量

各地は毎年少なくとも一度集中モニタリングを実施するものとし、具体的な時期及び数量は各地が実情に基づき設定する。疑わしい症例を発見した場合、随時サンプリングし、直ちに検査を実施する。

三、検査方法

国家標準規格（GB/T18645-2002）に基づき、牛型ツベルクリンPPDの皮内接種反応により検査を実施する。

四、検査陽性動物の処理

モニタリング陽性動物に対して、牛型及び鳥型ツベルクリンPPDを頸部両側又は同じ側の12cm～15cm離れた2つの部位に接種し、皮内接種反応を比較して、確定診断を実施する（GB/T 18645-2002）。若しくはインターフェロン- γ 遊離試験（IGRA）によって（試薬キットの説明に従い）確定診断を実施する。

『牛結核防止技術規範』に照らして、陽性動物の間引き及び無害化処理を実施する。陽性隔離した飼育場・群体には、定期的に追跡検査を実施する。

五、生物の安全防護

検査及びサンプリングの担当者は、マスク、手袋及び作業服を着用する等、必要な個人防護を実施すること。

住血吸虫症モニタリング案

湖南、湖北、江西、安徽、江蘇、雲南、四川等7つの伝染病区省の、110の重度伝染病区県は、規定数に従いサンプル検査を実施し、非重度伝染病区県及びその他の省級行政区画は、実情に基づきサンプル検査を実施する。

4月～5月及び9月～10月に、それぞれ一度モニタリングを実施する。

(一) 重度伝染病区村は毎回各村10頭以上のサンプルを抽出し、10頭に満たない場合は全数モニタリングを実施する。

(二) 伝染病観測点は、毎回その観測点の範囲内の全ての牛に対してモニタリングを実施する。

(三) 中国農業科学院上海獣医研究所は、伝染病観測点に対して、住血吸虫症モニタリング及び疫学調査を定期的実施する。

間接赤血球凝集試験又はドットエライザで検査し、結果が陽性の場合糞便検査で再検査し、なお陽性の場合、陽性畜であると確定診断する。

狂犬病モニタリング案

全国を範囲としてモニタリングを実施し、特に狂犬病が多発する省級行政区画を重点とする。

農村の犬、猫、都市の野良犬、猫、及び動物病院で診察した犬、猫に対して重点的に狂犬病モニタリングを実施する。

免疫モニタリングは、主にワクチン接種した犬に対してサンプリングによる抗体合格率検査を実施する。病原体モニタリングは、発症動物のモニタリングを中心に、狂犬病で死亡又は疑似症を発生した犬、猫及び家畜を間引き、脳組織を採取して実験室において確定診断を実施する。確実に間引くことのできない疑似症例は、隔離して10日間観察する。同時に、安全のために間引かれた野良犬及びと畜された食用犬から脳組織を採取して検査を実施する。

免疫モニタリング：毎年一度、ワクチン接種した犬に対し集中的に抗体レベル検査を実施する。時期は各地の動物伝染病予防制御機関が実情に基づき各自決定する。

病原体モニタリング：通年実施する。伝染病又は疑似症発生の報告を受けた後、直ちに制御措置を採り、脳組織サンプルを採取し、実験室において検査又は狂犬病実験室（中国農業科学院長春獣医研究所）に送付し、確定診断を実施する。

免疫モニタリング：各省はその省の養犬密度及びワクチン接種状況に基づき、ワクチンを接種した農村の犬に対してサンプリング検査を実施する。同時にペット病院にペット犬に対して採血によるサンプリング検査を実施するよう求め、適時にペット犬のワクチン接種効果を把握する。接種1か月後に採血を行い、多発省級行政区画の血清サンプル検査数は200匹分以上とし、他は100匹分以上とする。

病原体モニタリング：主に発症動物のモニタリングを実施する。広西、湖南、広東、湖北、貴州、河南、浙江、山東、河北、天津、江苏、江西、重慶、四川、安徽、云南等の重点省級行政区画は、死亡又は発症が疑われる犬の脳組織のサンプリング検査を適宜強化し、同時に狂犬病が疑われる猫、家畜及び野生動物のサンプリング検査を実施する。

(一) 血清学的検査；エライザキット又は血清中和抗体試験による。

(二) 病因学的検査：ピペット法で脳組織を採取する。脳組織に直接蛍光抗体法(DFA)を採用して確定診断を実施する。先にRT-PCR又は蛍光定量RT-PCRで検査を実施し、陽性サンプルに対して再度DFAを採用し、確定診断を実施してもよい。

狂犬病検査が陽性の脳組織サンプルは、狂犬病実験室に送付し、ウイルス分離鑑定を実施する。

馬伝染性貧血、鼻疽モニタリング案

もと馬伝染性貧血伝染病区で、現在は撲滅された18の省級行政区画、まだ馬伝染性貧血消滅検査を実施していない省級行政区画及び新疆生産建設兵団、非伝染病区ではあるが馬術団又は馬術クラブを有する省級行政区画、もと鼻疽伝染病区で、現在は撲滅された21の省級行政区画。

2013年4月～5月、10月～11月の二度、集中サンプリング検査を実施する。

馬伝染性貧血が既に撲滅された18の省級行政区画は、毎年各省200頭分の血液サンプルを採取して検査を実施する。まだ馬伝染性貧血が撲滅されていない4つの省級行政区画及び新疆生産建設兵団は、毎年各県(団)が飼育中の馬属動物の1%(飼育中の動物が1万匹に満たない場合、サンプリング数は100頭以上とし、飼育中の動物が100頭に満たない場合、全数検査とする)をサンプリング検査し、非伝染病区省においては、毎年馬50頭の血液サンプルを採取し、50頭に満たない場合は、全数検査とする。鼻疽が既に淘汰された21の省級行政区画は、毎年各々馬属動物200頭の血液サンプルを採取して検査を実施する。馬術団又は馬術クラブの馬には重点的にモニタリングを実施する。

必要な場合、農業部指定実験室(中国農業科学院ハルピン獣医研究所)に送付し、検査を実施する。

馬伝染性貧血：AGID

鼻疽：アレルギー反応試験(マレイン点眼法)

五、サンプル採取に対する要求

血清サンプル：頸静脈から採血し、分離した血清(2ml以上)を-20℃で保存する。

外来動物伝染病モニタリング案

BSE(牛海綿状脳症)モニタリング案

一、モニタリング範囲

乳牛飼育場、と畜場、種牛場及び動物病院において重点的にサンプリング、モニタリングを実施し、採取対象は主に2歳以上の神経症状を有する、緊急と畜又は異常死した牛、4歳～7歳の正常にと畜と畜した乳牛及び種牛、並びにEU、アメリカ、カナダ、日本等のBSE発生地域から輸入した牛とする。

二、モニタリング時期

通年モニタリングを実施し、サンプルを送付する。神経症状を有する牛のサンプルは随時検査に送付する。

三、検査機関及び担当省・市

国家BSE参考実験室（中国動物衛生・流行病学センター）は、新疆、チベット、青海、甘肅、四川、陝西、山西、寧夏、河南、河北、天津、安徽、湖北、湖南、山東、江蘇、浙江、上海、福建、広東、広西、貴州、重慶、江西、雲南、海南等26の省級行政区画及び新疆兵団の牛の脳組織サンプルに対する検査及び全国のBSE確定診断を担当する。BSE実験室（中国農業大学）は、北京、内蒙古、遼寧、黒竜江、吉林等5つの省級行政区画の牛脳組織サンプル検査を担当する。

四、モニタリング数及び要求

（一）臨床パトロール。各省は管轄地区内の全ての乳牛群、肥育牛群及び種牛群並びにEU、アメリカ、カナダ、日本等の伝染病発生地域から輸入した牛に対して臨床パトロールを実施し、臨床パトロール登録表を記入する。半年に一度臨床パトロールを実施し、間隔は4か月間とする。臨床パトロールで神経症状を有する牛、2歳以上の死亡した牛が発見された場合、直ちにサンプリングし、検査に送付する。BSEに症状の類似した牛が発見された場合、直ちに国家BSE参考実験室に連絡する。

（二）サンプリング数。具体的には付表を参照のこと。主に乳牛のサンプルを採取し、その内神経症状を有する牛のサンプルは80%以上を乳牛から採取すること。緊急と畜と畜、死亡又は4歳～7歳で正常にと畜された牛のサンプルは50%以上を乳牛から採取すること。サンプリング時に、サンプリングシートを記入し、サンプルごとに詳細な情報を添付すること。

五、検査方法

酵素結合免疫吸着法（エライザ）、免疫組織化学法、免疫プロット法及び組織病理学法。エライザはスクリーニング検査に使用し、免疫組織化学法、免疫プロット法は確定診断に、組織病理学法は補助的診断に使用する。

六、結果処理及び報告

国家参考実験室及び関連実験室は、サンプル検査終了後直ちにサンプル送付元の機関に検査報告を提出し、且つ関連実験記録を保管すること。関連実験室が疑わしいサンプルを発見した場合、直ちに参考実験室へ送付し、確定診断を実施すること。各省級動物伝染病予防制御機関は、11月30日までに農業部獣医局に年度モニタリング報告を送付し、且つ国家BSE参考実験室に写しを送付する。関連実験室は11月30日までに年度検査結果の総括を参考実験室に送付する。

国家BSE参考実験室は、12月31日までに農業部獣医局に年度モニタリング報告を行うこと。参考実験室は、一度陽性結果を発見した場合、規定に従い直ちに農業部獣医局に報告すること。

付表

2013年 各省級行政区画のサンプリング数

省級行政区画	サンプリング総数（頭）	神経症状を有する牛の数量 （頭、80%は乳牛）
浙江	50	5
山西	200	10
寧夏	200	10
貴州	50	5
雲南	150	10
海南	50	2
新疆	500	50
新疆兵団	100	5
湖北	200	5
福建	50	5
広西	100	5
甘肅	200	10
安徽	150	5
天津	200	10
広東	150	5
河南	500	50
四川	300	10
上海	100	5
重慶	100	5
江蘇	200	10
河北	700	50
陝西	200	10
江西	100	5
山東	500	10
湖南	100	5
チベット	50	2
青海	150	10
黒竜江	400	50
遼寧	150	10
吉林	150	10
内モンゴ	400	50
北京	100	10
合計	6550	444

スクレイパーモニタリング案

一定の規模を有する羊群体、種羊飼育場、動物病院及びと畜場に対して重点的にサンプリング、モニタリングを実施し、採取対象は主にスクレイパー、神経症状、運動失調症、倒れたまま起き上がれない、失明、死亡又はその他症状を有する月齢18か月以上のめん羊及び山羊とする。

通年サンプルを送付する。スクレイピー、神経症状、運動失調症の羊のサンプルは随時検査に送付する。

国家BSE参考実験室は、新疆等26の省級行政区画及び新疆兵団の羊スクレイピーのサンプル検査を担当し、且つ全国のスクレイピー確定診断を担当する。BSE実験室（中国農業大学）は、北京、内蒙古、遼寧、黒竜江、吉林等5つの省級行政区画の羊スクレイピーのサンプル検査を担当する。

(一) 臨床パトロール。各省は管轄地区内の全ての羊群体、特に種羊群体及び国外から輸入した羊に対して臨床パトロールを実施し、且つ臨床パトロール登録表に記入する。半年に一度臨床パトロールを実施し、間隔は4か月とする。臨床パトロールでスクレイピー、神経症状、運動失調症の羊を発見した場合、直ちにサンプルを抽出して検査に送付し、スクレイピーに似た症状の羊を発見した場合、直ちに国家BSE参考実験室に連絡する。

(二) サンプルング数。具体的には付表を参照のこと。サンプルング時にはサンプルングシートに記入し、各サンプルに何れも詳細な情報を付けることが求められる。サンプルング方法及び手順はBSEのサンプルング、サンプル送付案に同じ。

酵素結合免疫吸着法（エライザ）、免疫組織化学法、免疫プロット法及び組織病理学法を使用し、その内エライザはスクリーニング検査に、免疫組織化学法、免疫プロット法は確定診断に、組織病理学法は補助的診断に使用する。

国家参考実験室及び関連実験室は、サンプル検査終了後、直ちにサンプル送付元の機関に検査報告を提出し、且つ関連実験記録を保管する。各地は、一度疑似症例を発見した場合、規定に従い直ちに農業部獣医局に報告し、且つ直ちにサンプルを参考実験室に送付し、確定診断を実施すること。陽性の結果が検出された場合、参考実験室は直ちに農業部獣医局に報告する。関連実験室は11月30日までに年度検査結果の総括を参考実験室に送付する。

国家BSE参考実験室は12月31日までに農業部獣医局に年度モニタリング報告を行うこと。

省級行政区画	サンプルング数(頭)	省級行政区画	サンプルング数(頭)
浙江	50	陝西	150
山西	100	江西	50
寧夏	150	山東	250
貴州	100	湖南	50
雲南	100	チベット	250
海南	50	青海	150
新疆	250	黒竜江	100
新疆兵団	50	遼寧	100
湖北	50	吉林	100
福建	50	内蒙古	300
広西	100	北京	50
甘肅	150	江蘇	50
安徽	50	河北	250
天津	50	河南	200
広東	50	四川	150
重慶	50	上海	50

合計	3650
----	------

牛肺疫モニタリング案

辺境の省級行政区画の年齢の異なる黄牛、乳牛、水牛、ヤクに対してモニタリングを実施する。新疆、吉林、黒竜江、内モンゴ、甘粛、チベット、広西、雲南、遼寧等の省・自治区及び新疆生産建設兵団に対して重点的に血清学及び病因学的モニタリングを実施する。

各省級行政区画は6月末までに採取した血清サンプルを農業部指定実験室（中国農業科学院ハルピン獣医研究所）へ送付する。疑似症の肺サンプルは8月末までに農業部指定実験室へ送付する。疑わしい症例が発見された場合、随時サンプリングし、直ちに農業部指定実験室へ送付する。

三、モニタリング方法

（一）血清学的モニタリング

地区のリスクレベルの相違に基づき、チベット、新疆、甘粛、雲南、広西、内モンゴ等6つの省・自治区及び新疆生産建設兵団は20以上の県からサンプルを採取し、各県は最低10群体以上、各群体は最低10頭以上からサンプルを採取する。

黒竜江、吉林、遼寧の3省は15以上の県からサンプルを採取し、各県何れも5群体以上、各群体何れも10頭以上とする。

血清サンプルは透明で、溶血、腐敗変質してはならず、各サンプルは1ml以上であること。

（二）病因学的モニタリング

新疆、吉林、黒竜江、内モンゴ、甘粛、チベット、広西、雲南、遼寧等の省・自治区及び新疆生産建設兵団は、各々2、3か所の一定の規模を有すると畜場を選択し、と畜場ごとに20～30個の外観目視検査で充血、硬化及び胸膜癒着等の肺炎による変化の見られる牛肺サンプルを採取して検査に送付する。肺サンプルは鶏卵大で、且つ病変部位を含むこと。

以上の全てのサンプルを農業部指定実験室へ送付し、検査を実施する。

（一）血清抗体検査方法：OIEが推奨する補体結合試験。

（二）病因学的検査法：病原体の分離又は病原体PCR検出法。

五、牛肺疫及び牛マイコプラズマ肺炎の鑑別診断

血清学及び病因学的検査法により、牛肺疫及び牛マイコプラズマ肺炎の鑑別診断を実施し、必要な場合は農業部指定実験室において検査、確定診断を実施する。

六、モニタリング結果の処理及び報告

(一) 血清学的検査陽性サンプルはトレースバックを実施し、鼻、喉からのスワブ採取による病因学的検査を実施し、同時に同群体の牛の移動を制限し、必要な場合は解剖検査を実施する。

(二) と畜場肺サンプルの病因学的検査が陽性の場合、トレースバックを実施し、同群体の牛に疫学調査を実施する。

(三) 疑似症肺サンプルの病原体検査が陽性の場合、サンプルの出所を辿り、同群体の牛に対して疫学調査を実施する。

(四) 病因学的検査において陽性の牛は間引き、必要な場合は同群体の牛を間引いて、且つ無害化处理を実施する。

(五) 間引き及び処理の状況を速報によって主管部門に報告すること。

各省は6月末及び11月末までに、臨床パトロールの結果を農業部指定実験室に報告し、農業部指定実験室は7月末及び12月末までにモニタリング結果を農業部獣医局に報告し、同時に国家外来動物伝染病研究センターへ写しを送付する。

小反芻獣疫モニタリング案

一、モニタリングの目的

小反芻獣疫の分布及びワクチン接種等の状況を把握し、防止活動に基礎データ及び措置意見を提供する。

二、モニタリング範囲

チベット、新疆、青海、陝西、寧夏、雲南、内モンゴ、広西、四川、貴州等10の省級行政区画及び新疆生産建設兵団。

三、方式・方法

7月～10月に調査を実施する。チベット、新疆は辺境に隣接する県を重点的に選択して調査点とし、20群体以上を選択し、羊血清及び眼結膜のスワブ採取を実施する。新疆生産建設兵団は10群体以上を選択し、羊血清及び眼結膜のスワブ採取を実施する。青海では20以上の群体を選択して血清を採取する。陝西、寧夏、雲南、内モンゴ、広西、四川、貴州等7つの省・自治区は、各々10群体以上を選択して羊血清を採取する。各群体から採取するサンプル数は30頭分以上であること。リスクの比較的高い区域は実情に基づきサンプル数を増やし、サンプルの内10%以上は種羊場から採取すること。

四、担当機関

各省・自治区は10月末までにサンプル採取を完了し、且つ国家外来動物伝染病研究センターへ送付し、検査、分析を実施する。

アフリカ豚コレラモニタリング案

アフリカ豚コレラへの感染リスクが高い省・自治区のリスク状況を把握し、より完全な防止措置のために根拠を提供する。

二、モニタリング範囲

各地は管轄地区内の全ての家豚及びイノシシ群体に対し、何れも臨床モニタリングを実施する。その内、黒竜江、吉林、遼寧、内蒙古、新疆等5つの省・自治区及び新疆生産建設兵団は、更に二度集中サンプリングを実施する。モニタリング対象には家豚、イノシシを含み、特に検問所、辺境への道路に隣接する養豚場及びイノシシ群体とする。

三、方式・方法

臨床モニタリングと実験室検査を組み合わせた方式を採用する。全国を範囲として一年中臨床モニタリングを実施し、管轄地区の全ての豚群に臨床観察を実施し、健康状態を記録する。何れの省・自治区も疑わしい症例を発見した場合、獣医主管部門がサンプリングを実施し、検査に送付すること。上記5つの省・自治区及び新疆生産建設兵団は、4月～5月及び9月～10月にそれぞれ一度集中サンプリングを設定し、指定サンプリング機関の辺境動物伝染病モニタリングステーションがサンプル採取に責任を負う。各サンプリング機関は毎年10頭以上のイノシシサンプルを採取し、且つ2か所以上の養豚場（飼いイノシシを含む）を選択し、1か所当たり20頭分のサンプルを採取する。サンプルの種類には抗凝血、組織及び血清サンプルを含む。

四、担当機関

国家外来動物伝染病研究センターは、関連省・自治区の動物伝染病予防制御センターと辺境動物伝染病モニタリングステーションを組織して実施する。各関連機関は計画に従い、5月末及び10月末にそれぞれサンプル採取及び情報収集を終了し、且つ直ちに国家外来動物伝染病研究センターへ送付し、検査、分析を実施すること。

ブルータンク（ヨーロッパ抗原型8）モニタリング案

（一）臨床モニタリング：全国各省、自治区、直轄市。

（二）血清学的モニタリング：広西、雲南、チベット、新疆、内蒙古、黒竜江、吉林、遼寧、湖北、四川、重慶、安徽、湖南、貴州、山西、河北等16の省級行政区画。

（三）監視制御群体のモニタリング：雲南、広西、安徽、新疆、内蒙古及び重慶等6つの省級行政区画。

めん羊、山羊、牛及び虫媒伝染。

三、モニタリング時期

血清学的モニタリングは毎年一度実施し、サンプル採取を9月～11月に完了する。監視制御群体

のモニタリングは毎年一回実施し、4月、6月、8月及び10月にサンプル採取及びモニタリングを実施する。主要な辺境には陰性監視制御牛（1歳未満）を設け、11月から翌年3月までは毎月一度サンプルを採取し、4月～10月までは毎週一度サンプルを採取する。疑似症例に対しては実験室が通年検査を実施する。

四、モニタリング数

（一）血清学的モニタリング：上記16の省級行政区画は、各省とも血清600頭分（内、めん羊300、山羊200、牛100）を採取する。郷鎮又は一定の規模を有する飼育場をサンプリング対象とし、各サンプリング対象は、規定の期間内にめん羊、山羊、牛の血清60頭分を採取する。めん羊がない場合は牛血清を採取し、各省のサンプリング総数を600頭分以上にすること。

監視制御群のモニタリング：上記6つの省級行政区画にそれぞれ監視制御群を1つ設け、各監視制御群は牛10頭とし、毎回血清10頭分を採取し、毎年四回採取して、通年で40頭分を採取する。雲南には陰性監視制御牛を設け、11月から翌年3月まで毎月一度採取し、4月～10月までは毎週一度採取する。抗凝固血を採取してウイルスを分離し、全血から血清を分離して抗体検査を実施する。

各地はサンプルを農業部指定実験室に送付し、検査、分析を実施する。

（二）伝播媒介モニタリング：各省級行政区画の血清学的モニタリング及び監視制御グループのモニタリング結果に基づき、農業部指定実験室（雲南省熱帯・亜熱帯動物ウイルス病重点実験室）に協力し、サシバエ（伝播媒介）を捕獲し、且つ虫種の鑑定を実施する。

（三）疑似症例の実験室における検査：各地は臨床疑似症例を発見した場合、抗凝固血及び血清を採取して農業部指定実験室に送付し、検査を実施する。数量は各自で決定する。農業部指定実験室は、各地に協力して臨床、病理学的検査及び疫学調査を実施する。

血清学的検査にはAGID、Cエライザ及び微量中和試験を採用する。病因学的検査にはBTV-8型特異的蛍光定量RT-PCRを採用し、ウイルスの分離と配列測定を組み合わせる。

六、モニタリング結果の処理及び報告

農業部指定実験室は、ブルータンクの血清学、病因学的検査及び検査結果の総括、分析、リスク評価並びに報告に責任を負う。

無規定動物伝染病区モニタリング案

ワクチン接種無規定口蹄疫区モニタリング案

一、モニタリングの範囲及び対象

ワクチン接種無規定口蹄疫区及び緩衝区の飼育、流通段階及び無伝染病区へ調達される豚、牛、羊及びその他の易感染動物及びその製品に適用する。

二、サンプリング原則

(一) サンプルング点には区域内の全ての県（市、区）を含み、且つ各県（市、区）の飼育、と畜、加工、輸送、販売、隔離検疫等の全ての段階をカバーし、各段階のリスクの大きさにより、サンプルング率及びサンプルング数を決定する。

(二) サンプルングに当たっては、各飼育場・コロニーの地理的分布及びリスク状況に基づき、ランダムサンプルングを実施し、サンプルの地理的分布を考慮すると同時に、できるだけ高リスク区域（例えば、生畜及び畜産物の進入ルート、隔離場及び易感染動物の飼育密集地区）を選択し、サンプルングを実施する。

(三) サンプルには区域内全ての易感染動物を含み、易感染動物の数量の違いによりサンプルング率及びサンプルング数を決定する。

三、モニタリングに対する要求

(一) 無伝染病区所在地の県級以上の牧畜獣医主管部門がワクチン接種無規定口蹄疫区のモニタリングに対して責任を負い、国家口蹄疫参考実験室が定期的にサンプル検査を実施する。

(二) 区域内の易感染動物の種類、飼育数及び分布状況、並びに信用レベル、群体間及び群体内の予測流行率に基づき、2段階ランダムサンプルングソフト又は公式によりサンプルング点及び抽出数を計算し、毎年少なくとも二度能動的モニタリングを実施し、その内、各回のサンプル数は、海南は4,500頭分以上、遼寧は9,000頭分以上（緩衝区を含む）、永吉は8,100頭分以上（その内、永吉県は3,600、緩衝区県は4,500）とする。通年サンプルング点は全ての区（中心区及び緩衝区を含む）の種畜場、一定の規模を有する商業的飼育場、と畜場、コロニー及び指定ルート等の範囲内の全ての易感染動物種をカバーすること。

その内、国家口蹄疫参考実験室は、毎年海南、遼寧、永吉に対して二、三度定期サンプル検査を実施し、各回累計660頭分以上とし、それ以外は各省が各自モニタリングを実施する。

(三) 各抽出点における易感染動物のサンプルング数は30頭以上とし、30頭に満たない場合は全数とする。

(四) 牛・羊などの反芻動物のサンプルを採取する場合、血清及びOP液を同時に採取して同時にナンバリングすること。豚サンプルの採取に当たっては、と畜場は血清及び組織サンプル（顎下リンパ節）を同時に採取して同時にナンバリングし、その他の豚については血清のみを採取する。

国家口蹄疫参考実験室及び関連省級実験室は、本計画及び『無規定動物伝染病区管理規範』中の「モニタリング技術規範」の規定に従い、関連サンプルに対して血清学及び病因学的検査を実施すること。

ワクチン接種又はワクチン無接種無伝染病区所在地の県級以上の牧畜獣医主管部門は、本案を参照して実施する。

四、結果報告

参考実験室及び関連省級の実験室は、検査完了後、直ちに農業部獣医局にモニタリング報告を行

い、同時に中国動物伝染病予防制御センター及び全国動物衛生リスク評価専門家委員会弁公室に写しを送付すること。専門家委員会弁公室は、モニタリング結果及び関連状況に基づき、直ちに農業部獣医局にリスク評価報告を行う。

広州無規定馬属動物伝染病区モニタリング案

広州無伝染病区及び周辺の馬の活動区域。アフリカ馬疫、ニパウイルス感染症、ヘンドラウイルス感染症、ウエストナイルウイルス感染症、馬伝染性貧血、鼻疽、馬脳脊髄炎、馬ピロプラズマ病、馬ウイルス性動脈炎、馬媾疫、トリパノソーマ・エバンシ感染症（スーラ病）、水胞性口炎、馬インフルエンザ、日本脳炎等14種類の伝染病をモニタリングする。

2013年4月～5月、10月～11月の二度、集中モニタリングを実施する。

無伝染区内の全ての馬、緩衝区においては馬属動物総数の10%をランダムサンプリングする。

四、検査方法及び職務分担

具体的な検査方法及び職務分担は下表を参照のこと。

番号	伝染病種	方法	サンプル名	検査機関
1	アフリカ馬疫(AHS)	エライザ	血清	中国動物衛生・流行病学センター
2	馬伝染性貧血(EIA)	AGID	血清	中国農業科学院ハルピン獣医研究所
3	鼻疽(Glanders)	マレイン反応	現地検査	広州市動物衛生監督所
		CF反応	血清	中国動物衛生・流行病学センター
4	馬脳脊髄炎（東部及び西部）(EE)	臨床観察	—	広州市動物衛生監督所
5	日本脳炎(JE)	ラテックス凝集試験・抗体エライザ	血清	広州市動物衛生監督所
		抗体エライザ	血清	中国農業科学院ハルピン獣医研究所
		蛍光PCR	スワブ	広州市動物衛生監督所
6	馬ピロプラズマ病(EP)	抗体エライザ	血清	中国動物衛生・流行病学センター
		塗抹鏡検	全血	広州市動物衛生監督所

7	馬ウイルス性動脈炎 (EVA)	抗体エライザ	血清	広州市動物衛生監督所
			血清	中国農業科学院ハルビン獣 医研究所
8	馬媾疫(Dourine)	CF反応	血清	中国動物衛生・流行病学セ ンター
9	トリパノソーマ・エバ ンシ感染症（スーラ病）	CATT	血清	広州市動物衛生監督所
		塗抹鏡検	全血	広州市動物衛生監督所
10	水胞性口炎	蛍光PCR	スワブ	広州市動物衛生監督所
11	馬インフルエンザ(EI)	抗体エライザ	血清	広州市動物衛生監督所
		HI	血清	中国農業科学院ハルビン獣 医研究所
		蛍光PCR	スワブ	広州市動物衛生監督所
12	ニパウイルス感染症 (Nipah)	抗体エライザ	血清	中国動物衛生・流行病学セ ンター
13	ウエストナイルウイル ス感染症(WNF)	抗体エライザ	血清	中国動物衛生・流行病学セ ンター
14	ヘンドラウイルス感染 症(Hendra)	抗体エライザ	血清	中国動物衛生・流行病学セ ンター
15	体表寄生虫病	臨床観察	—	広州市動物衛生監督所

五、サンプル採取

血清サンプル：頸静脈から採血し、分離した血清（2ml以上）を-20℃で保存、又は直接農業部指定実験室（中国動物衛生・流行病学センター、中国農業科学院ハルビン獣医研究所、広州市動物衛生監督所）に送付し、検査を実施する。

六、検査の職務分担

中国動物衛生・流行病学センター、中国農業科学院ハルビン獣医研究所、広州市動物衛生監督所及び関連省級動物伝染病予防制御機関が、共同でこの職務に当たる。

中国動物衛生・流行病学センター、中国農業科学院ハルビン獣医研究所は、伝染病調査及びモニタリングに参加し、且つ広州市動物衛生監督所と共にサンプル検査を担当する。

中国動物衛生・流行病学センター及び中国農業科学院ハルビン獣医研究所は、データの総括と分析に責任を負い、それぞれ6月末及び12月末までに、半年及び通年の検査結果を農業部獣医局に報告し、同時に、中国動物伝染病予防制御センター及び無伝染病区を有する省の動物伝染病予防制御機関に写しを送付する。

付録2

動物伝染病疫学調査案

緊急疫学調査案

一、調査目的

(一) 伝染病発生の境界を定め、拡散可能性範囲を分析し、予防制御措置を提案し、突発的な動物伝染病に対する処置をより適切で、効果的なものにする。

(二) 病因及びリスク要因を探求し、伝染病の拡大法則を分析し、伝染病の暴発又は流行動向を予測し、制御措置の効果を評価し、重大動物伝染病防止活動の積極性、予測性を強化する。

二、調査範囲

以下の状況の発生が疑われる又は確認された場合、省級牧畜獣医主管部門は、その省の動物伝染病予防制御機関を組織して、本案の要求に基づき、緊急疫学調査を始動し、直ちに緊急伝染病調査表を記入して報告する。

(一) 高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、高病原性豚繁殖器・呼吸器症候群、炭疽症、狂犬病。

(二) 豚コレラ、ニューカッスル病、ブルセラ病、結核、ブルータング等の主な動物伝染病発症率又は流行の特徴に異常な変化が現れた場合。

(三) 小反芻獣疫、BSE、スクレイピー、アフリカ豚コレラ等の外来の動物伝染病。

(四) 牛疫、牛肺疫等の既に淘汰された伝染病の再発生。

(五) 比較的短期間に大量の動物が発症又は死亡し、且つ急速にまん延する伝染病、又は新疾病が疑われる場合。

三、作業手順

(一) 県級動物伝染病予防制御機関は、疑似症の緊急発生報告を受けた後、直ちに情報を確認し、初期調査を実施すると同時に、規定に基づき伝染病の発生状況を報告すること。省級牧畜獣医主管部門は、報告を受けた後、直ちにその省の動物伝染病予防制御機関を組織して現地調査を実施する。

(二) 現地調査担当者は更に状況を確認した後、相応の緊急流行病調査表を参照して関連情報を収集し、調査表を記入する。

(三) 現地調査担当者は調査で得た情報に基づき、動物伝染病の現状（空間的、時間的及び群体間の分布等）を記述し、伝染病の出所を分析し、伝染病の拡大形勢を判断し、制御措置を提案し、調査評価報告を作成する。伝染病の拡散が疑われる場合、高リスク区域において追跡調査を実施すること。

(四) 省級疫学調査専門家グループは、現地の調査担当者が作成した調査評価報告及びその結論を審査する。

(五) 必要な場合は、中国動物衛生・流行病学センター及び関連サブセンターが専門家グループを派遣し、現地における疫学調査を実施するとともに、経済損失及び制御措置の評価を実施する。

四、作業要求

(一) 省級疫学調査専門家グループは、現地の調査担当者が作成した調査評価報告及びその結論に対して審査を実施し、審査意見を重大動物伝染病の封鎖解除の重要な根拠とする。

(二) 伝染病の封鎖解除前に、省級動物伝染病予防制御機関は、疫学調査表、現地調査評価報告及び省級疫学調査専門家グループの審査意見を農業部獣医局に報告し、且つ中国動物衛生・流行病学センターに写しを送付する。

(三) 中国動物衛生・流行病学センターは、緊急疫学調査技術研修を普及させ、且つ緊急伝染病応急処置及び拡散リスクに対して適時に評価を実施し、流行の法則を総括、分析し、適時に農業部獣医局に報告する。

(四) 地方の各級動物伝染病予防制御機関は専任者を明確にして動物疫学調査表の記入に責任を負わせること。

特定項目疫学調査案

主要家きん疾患特定調査案

一、目的

異なる種類、異なる規模の家きん群体の飼育管理水準、衛生状態、家きんの伝染病感染状況を把握し、家きん群体の伝染病の新動向を持続的に監視する。

二、範囲

遼寧、寧夏、河南、安徽、湖北、福建、広東、貴州、四川、海南等10の省・自治区。

三、調査方法

(一) 10の省・自治区は各県・市の家きん飼育統計データを適時に収集し、且つ鳥インフルエンザの固定疫学調査点を有する県・市では、現地の主要タイプの養禽場10か所を選択し、新鮮な家きんの糞便200羽分及び羽髄サンプル50羽分（養禽場ごとに家きん糞便20羽分及び羽髄サンプル5羽分を採取）を採取し、サンプリング登録表を間違いなく記入する。省級動物伝染病予防制御機関は、コクシジウム病、伝染性気管支炎、伝染性ファブリキウス嚢病、E型肝炎、マレック病等の5種類の家きん病の検査及び初歩的な分析作業を実施し、陽性サンプルは中国動物衛生・流行病学センターに送付し、検査、分析を実施する。中国動物衛生・流行病学センターは、技術研修、サンプル検査及びデータ分析の指導に責任を負う。

(二) 上記100か所のサンプリングを実施した家きん場及び一部診療機関を、四半期に一度電話又はショートメール等の形で再訪し、家きんの健康状態をヒアリングし、家きん病発生の可能性診断に協力し、ヒアリング及び診断結果を統計分析する。中国動物衛生・流行病学センターは、ハイスループットシーケンシング・プラットフォームを利用し、取得した臨床情報を結び付け、家きん新疾病の調査を実施する。

中国動物衛生・流行病学センターと関連省級動物伝染病予防制御センターが共同で実施する。

主要家畜伝染病特定調査案

豚コレラ、豚繁殖器・呼吸器症候群（高病原性豚繁殖器・呼吸器症候群を含む）、豚仮性狂犬病、豚サーコウイルス2型等の豚群の主な伝染病種、流行強度、流行動態、拡大形勢及び主要病原体の分子疫学的な変化の特性を把握し、防止活動に技術的サポートを与える。牛ウイルス性下痢・粘膜病等の牛・羊疾病への感染の現状、疫学的特性及び動向を把握する。口蹄疫、豚コレラ、高病原性豚繁殖器・呼吸器症候群のワクチン接種の現状を把握し、入札ワクチンの臨床応用効果、ワクチン接種と伝染病の相互関係及び生ワクチンの外因性汚染（混入）状況を把握する。

(一) 豚群伝染病調査。遼寧、河北、河南、山東、安徽、江西、浙江、福建、広西、湖南、雲南、四川等12省・自治区。

(二) 反芻動物伝染病調査。黒竜江、遼寧、新疆、河南、河北、天津、山東、安徽、江西、福建、湖南、広西、雲南、貴州、四川等15の省級行政区画。

(三) 家畜ワクチン臨床応用効果調査。調査ワクチン種には、高病原性豚繁殖器・呼吸器症候群ワクチン、豚コレラ脾臓リンパ球ワクチン、豚コレラ初代細胞ワクチン、豚コレラ次世代細胞ワクチン、O型-アジア1型口蹄疫2価不活化ワクチン、O型口蹄疫ワクチン（不活化ワクチン及び合成ペプチドワクチンを含む）、豚コレラ及び高病原性豚繁殖器・呼吸器症候群ワクチン等を含む。調査対象には、遼寧、河北、河南、山東、浙江、福建、江西、安徽、湖南、広西、雲南、四川等12の省及び自治区を含み、口蹄疫ワクチンの調査対象は、黒竜江、遼寧、新疆、河南、河北、天津、山東、安徽、江西、福建、湖南、四川、雲南、貴州、広西等15の省級行政区画とする。

(一) 全国豚群伝染病流行動態調査。四半期に一度20の省級行政区画を範囲として豚群伝染病流行動態アンケート調査を実施し、一部飼育場では、飼育場ごとに20頭分の血清サンプルを採取して抗体モニタリングを実施し、豚飼育場の豚コレラ、豚繁殖器・呼吸器症候群、豚仮性狂犬病等の伝染病の動態を総合的に判定する。

(二) 豚群伝染病調査。遼寧等12の省級行政区画を範囲としてサンプリング検査を実施する。

1.臨床上に健康な豚群のサンプリング検査。各省級行政区画鳩5か所のサンプリング点（県、市、区）を選択し、合計75頭分の組織サンプル（リンパ節、肺、脾臓等）を採取し、検査を実施する。3月～5月、9月～11月にそれぞれ一度実施する。

2.発症豚群のサンプリング検査。各省級行政区画は半年ごとに中国動物衛生・流行病学センター畜病モニタリング室に50頭分の発症豚のサンプルを送付し、検査を実施する。3月～5月、9月～11月にそれぞれ一度検査に送付し、且つ豚群伝染病疫学調査表を記入する。

(三) 反芻動物伝染病調査。上記の省級行政区画から各々3県（市、区）選択し、各県は乳牛、肉牛、羊の飼育場それぞれ10か所において、牛ウイルス性下痢・粘膜病等の牛・羊の主な伝染病調査、サンプリング及び検査を実施する。臨床症例が発見された場合、直ちに組織サンプルを採取し検査に送付する。7月～10月に一度調査を実施する。

(四) 家畜ワクチンの臨床応用効果調査。各省級行政区画の口蹄疫、豚コレラ、高病原性豚繁殖器・呼吸器症候群ワクチンの入札及び使用状況、副反応、安全性並びに有効性等を把握する。調査過程で一定数の血清サンプルを採取し、抗体検査を実施し、ワクチン接種効果を評価する。各省級行政区画で落札した各ワクチン製造企業の各ロットの豚コレラ、高病原性豚繁殖器・呼吸器症候群ワクチンに対して、それぞれ外因性検査を実施する。2013年10月末までに調査、サンプリング、検査を完了し、11月に各省級行政区画が調査、検査測定したデータの収集、まとめ及び分析作業を完了し、12月上旬に年度活動報告を提出する。

中国動物衛生・流行病学センター及び関連省級行政区画の動物伝染病予防制御機関が共同で実施する。

採卵鶏衛生状態調査

採卵鶏の異なる飼育モデルの比率、飼育の仕組みを把握し、異なる飼育規模の採卵鶏の生物安全保障、飼育管理水準、ワクチン接種及び死亡淘汰率等の状況を把握する。

遼寧、河北、河南、江蘇、山東、雲南、広東、陝西、寧夏、湖北、四川等11の省級行政区画。

アンケート調査と現地調査を組み合わせた方式で実施する。省ごとに9つの県を選択してアンケート調査を実施し、現地の採卵鶏の異なる飼育タイプにおける飼育状況を把握する。省ごとに2つの採卵鶏飼育大県を選択して現地調査を実施し、県ごとに飼育数1万羽以上の採卵鶏の一定規模を有する飼育場12か所、飼育数1万羽未満の専業農家15戸を選択し、採卵鶏の死亡淘汰、ワクチン接種、生産管理、生物安全防備等の状況に対して現地調査を実施する。

中国動物衛生・流行病学センターと関連省級行政区画の動物伝染病予防制御機関が共同で実施する。

豚群下痢性疾患等よく見られる多発疾病の特定調査

豚群下痢性疾患の流行動態、危険性を把握し、豚群下痢性疾患の病原体及び病因の境界を定め、下痢を引き起こす病原体の分子疫学的特性を分析し、適切な予防制御策を提案する。一定の規模を有する豚飼育場において豚群下痢性疾患が与えた生産への影響及び経済損失を把握、分析し、豚群下痢性疾患の予防制御策の決定に根拠を与える。

黒竜江、遼寧、天津、河北、河南、山東、浙江、福建、江西、安徽、湖南、広東、広西、雲南、四川等15の省・自治区。

三、調査方法及び内容

調査にはアンケート調査、現地調査及びサンプリング検査を組み合わせた方法を採用する。豚群下痢性疾患の調査では、主に冬季及び春季の伝染病発生、流行の現状及び特徴、関係省級行政区画が伝染病発生後に採択した措置及び防止効果を把握し、同時に採取したサンプルに豚流行性下痢症ウイルス、豚伝染性胃腸炎ウイルス、豚仮性狂犬病ウイルス等の関連病原体に対するRT-PCR、PCR測定を実施し、且つ主な感染病原体の分子疫学的研究を実施する。調査は、2013年1月～5月、9月～12月にそれぞれ一度実施する。

豚群下痢性疾患の経済損失調査の内容には、異なる区域の一定の規模を有する養豚場の豚群下痢性疾患の発生状況（発症養豚場数、発症率、死亡率）、正常時及び発症時の生きた豚の生産性能、生産コスト及び収益等の状況を含む。

中国動物衛生・流行病学センターと関係省級行政区画の動物伝染病予防制御機関が共同で実施する。

ブルセラ病の区域化総合予防制御試験点の状況に対する特定調査

ブルセラ病の総合予防制御試験点地区における易感染動物の飼育、流通、ワクチンの使用及びブルセラ病の動物、人間間における分布状況及びブルセラ病防止措置並びにその効果等を把握し、ブルセラ病防止体験を総括し、防止策及び措置効果を一層評価するために、基礎データを提供する。

ブルセラ病区域化総合予防制御試験点地区には、北京市周辺地区、内蒙古自治区の錫林郭勒、烏蘭察布、鄂爾多斯等市、吉林省の松原、白城地区の12の区・県を含む。

2013年3月～9月に実施し、複層的なサンプリング方法を採用し、各県から3つの郷、1つの取引市場を抽出し、各郷から3つの村を抽出して現地調査及びアンケート調査を実施し、データ分析には記述統計及びメタアナリシスを採用する。調査内容には易感染動物の飼育、出荷及び防疫管理状況、ヒトブルセラ病感染状況、牛羊ブルセラ病検査率、感染率、流産率、採用した予防制御策及び実施状況、現地の利害関係者の防止策に対する態度、リスクコミュニケーション措置及び実施効果等を含む。

中国動物衛生・流行病学センター及び関係省級行政区画の動物伝染病予防制御機関が共同で実施する。

付表1

飼育場・群体内の個体に対する抗体モニタリングのためのサンプリング数量表

飼育場・群 体の飼育 数（頭/匹）	サンプリング数（頭・匹）					
	許容誤差					
	5%	6%	7%	8%	9%	10%
50	37	33	30	26	24	21
100	59	49	42	36	30	26
150	72	59	48	40	34	29
200	82	65	53	43	36	30
250	90	70	56	45	37	31
300	95	73	58	46	38	32
350	100	76	59	47	39	32
400	103	78	60	48	39	32
450	106	80	61	49	39	33
500	109	81	62	49	40	33
550	111	82	63	50	40	33
600	113	83	64	50	40	33
650	115	84	64	50	41	33
700	116	85	65	51	41	33
750	117	86	65	51	41	34
800	118	86	65	51	41	34
850	119	87	66	51	41	34
900	120	87	66	51	41	34
950	121	88	66	52	41	34
1000	122	88	66	52	41	34
1100	123	89	67	52	42	34
1200	125	89	67	52	42	34
1300	125	90	67	52	42	34
1400	126	90	68	53	42	34
1500	127	91	68	53	42	34
1600	128	91	68	53	42	34
1700	128	91	68	53	42	34
1800	129	92	68	53	42	34
1900	129	92	69	53	42	34
2000	130	92	69	53	42	34

注意：所期の抗体合格率90%、95%の信頼度、許容誤差条件の違いによりサンプリング数が異なる。

付表2

飼育場・群体内の個体に対する病因学的モニタリングのためのサンプリング数量表

注意: 予想病因学的陽性率5%、95%の信頼度、許容誤差条件の違いによりサンプリング数が異なる。

飼育場・群体内の飼育数 (頭・匹)	サンプリング数 (頭・匹)				
	許容誤差				
	1%	2%	3%	4%	5%
50	49	46	41	35	30
100	95	83	67	54	43
150	139	113	87	65	50
200	181	140	101	73	54
250	220	162	112	79	57
300	258	181	121	83	59
350	294	199	129	87	61
400	329	214	135	89	62
450	361	227	140	91	63
500	393	239	145	93	64
550	423	250	149	95	65
600	452	260	152	96	66
650	480	269	155	98	66
700	506	277	158	99	67
750	532	284	160	99	67
800	557	291	162	100	67
850	580	297	164	101	68
900	603	303	166	102	68
950	625	309	168	102	68
1000	646	314	169	103	69
1100	687	323	172	104	69
1200	724	331	174	105	69
1300	760	338	176	105	70
1400	793	345	178	106	70
1500	824	350	179	106	70
1600	853	355	180	107	70
1700	881	360	182	107	70
1800	907	364	183	108	71
1900	931	368	184	108	71
2000	955	372	185	108	71

注意: 予想病因学的陽性率5%、95%の信頼度、許容誤差条件の違いによりサンプリング数が異なる。